

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)からのお知らせ

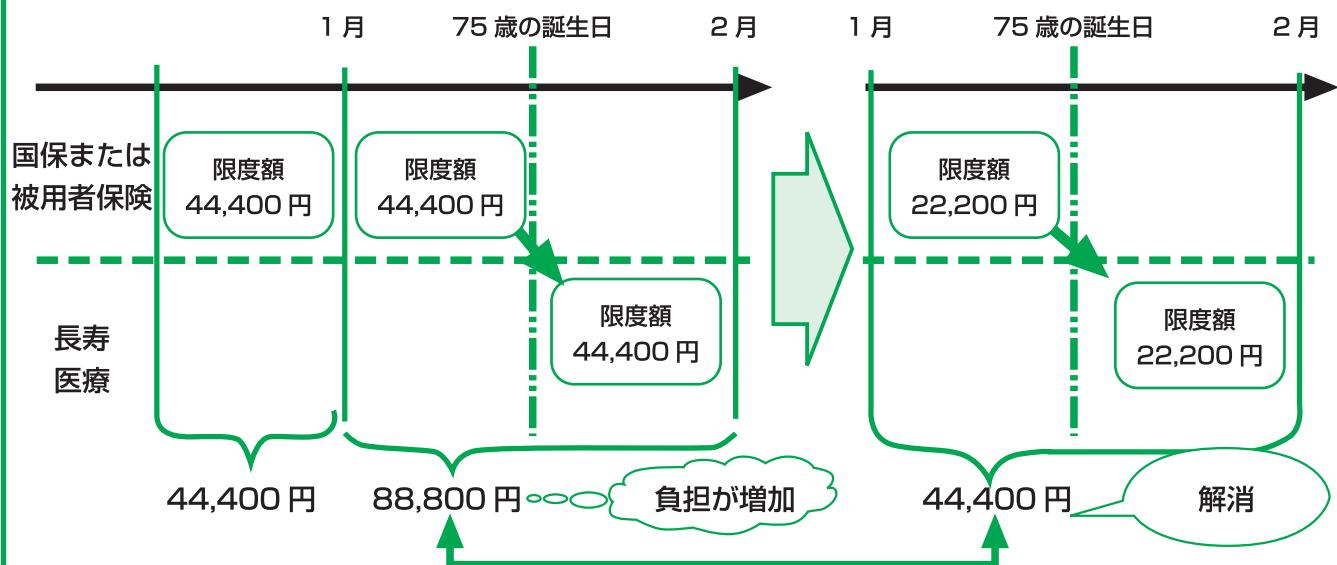
1月から75歳の誕生日月の自己負担限度額が軽減になりました

これまで、75歳の誕生日を迎えた方は、「誕生日以後の長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」と「誕生日前の医療保険」と2つの制度に加入することになるため、ひと月の間にそれぞれの制度の限度額までお支払いいただくことがありました。今後は、それぞれの制度の限度額を半分にすることにより、誕生日月の負担が増加するという問題が解消されました。

(例) 限度額の区分が「1割(一般)」の方が、1月に75歳になった場合

【これまで】

【平成21年1月1日】



※毎月1日生まれの方は、誕生日月に加入している制度が長寿医療制度のみであり、負担は増加しないため対象外となります。

保険料のお支払い方法について

保険料の納め方について、平成21年度より「年金からの自動納付」と「口座振替」の選択制になります。

口座振替に変更する際に、これまででは過去の納付状況や所得制限等の条件が設定されていましたが、こうした限定がなくなり、希望される方は年金からの納付を中止して、口座による振替納付が可能になりました。手続きは、金融機関窓口へ「口座振替依頼書」を、また税務課窓口へ「納付方法変更申出書」をそれぞれ提出していただきます。

希望される方は、税務課までお問い合わせください。3月末日までに手続きを行われた方は6月の年金分から、それ以降は順次、口座振替への変更手続きを行います。

なお、口座振替に変更された場合の社会保険料控除は、納付された方に適用されます。

年金から自動納付された場合の社会保険料控除は、年金受給者ご本人に適用されます。

問い合わせ先

制度関係について 保険年金課 高齢者医療・年金グループ ☎40-5558

栃木県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎028-627-6805

口座振替関係 税務課 市民税グループ ☎40-5554